

(損害賠償等)

第7条 乙は、装置を破壊又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、天災等特別の事情がある場合を除き、乙の負担においてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(返還)

第8条 乙は、緊急通報用装置を必要としなくなったときは、速やかに甲に返還しなくてはならない。

2 甲は、乙が当該緊急通報用装置を必要としなくなったと認められる場合は、返還を命ずることができる。

(解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に規定する事項に違反したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 いわき市
いわき市長 内田 広之

乙 住所
氏名 ⑩